

ユニバーサルデザインパネルおよび製品貸出要領

(趣旨)

- 1 この要領は、滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課で所有するユニバーサルデザイン（以下「UD」という。）にかかるパネルおよび製品を、UDの広報啓発等のために展示することを目的として貸し出すことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(UDパネル、製品の種類)

- 2 貸し出しするパネルおよび製品は別表のとおりとする。
ただし、新規購入または破損等により変更することがある。また、展示される会場の状況等により、貸出品に制限を加えることがある。

(貸出の依頼)

- 3 貸出を希望する者は、事前に依頼書（別紙）を提出するものとする。

(貸出の決定)

- 4 貸出の依頼があったとき、健康福祉政策課長は内容を確認し、また重複する場合は調整の上、依頼者に対して貸出を決定する。

(依頼者の責務)

- 5 依頼者は、当該パネルおよび製品を利用するにあたり、依頼書における使用目的以外に使用してはならない。また、貸出品を損傷し、または滅失させたときには、健康福祉政策課長に申し出て、その指示を受けなければならない。

(貸出の費用)

- 6 貸出にかかる費用は、無料とする。ただし、展示のための運搬等にかかる費用は、原則として依頼者の負担とする。

(貸出品の返却)

- 7 依頼者は、貸出決定時の予定に従い、貸出品の展示等が終了次第、貸出品を返却しなければならない。

(事務)

- 8 貸出品の管理や貸出にかかる事務は、健康福祉政策課において処理するものとする。

付 則

この要領は、平成17年7月13日から施行する。

付 則

この要領は、令和3年4月30日から施行する。